

古民健号  
平成25年3月13日

古平町長 本間順司

古平町乳幼児及び児童医療費の助成事業にかかる自己負担額の無償化について  
(通知)

日頃より本町の保健・福祉・医療業務にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、近年、少子化社会が進むなか、乳幼児及び児童の健康保持・増進及び福祉の向上を図り、安心して子どもを育てる環境を整備することにより子育てを支援していくため4月より乳幼児及び児童にかかる医療費の自己負担額を無償化することとしました。

つきましては、別紙により宜しくお取り計らい願います。

## 古平町乳幼児及び児童医療費助成事業にかかる自己負担額の無償化について

平成25年4月診療分より、次のとおり助成の内容を変更(拡大)します。

患者の自己負担がなくなりますので、請求金額については、保険適用医療費の2割もしくは3割を請求してください。(保険適用外、食事代は今までどおり自己負担)

重度・ひとり親の受給者については、従前どおりの取扱いですが、医療費の自己負担分については乳幼児及び児童医療費の支給対象となります。受給者証は、重度・ひとり親+乳幼児と2枚持参することになります。

### ※ 乳幼児及び児童医療助成事業の拡大

#### 改正点① 所得制限及び一部負担金廃止

中学生

3歳	初診時 一部負担金 医科 580円 歯科 510円	医療費の 1割	事 業 対象外
	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円		
0歳	町民税 非課税	町民税 課税	所得基準 超過



自己負担金 なし		
町民税 非課税	町民税 課税	所得基準 超過

#### 改正点② 重度・ひとり親医療助成との重複適用

健康保険等の 保険給付	重度・ひとり親 医療費助成	自己 負担金
----------------	------------------	-----------



重度・ひとり親助成で  
支払った自己負担金を  
乳幼児医療助成で補てん

事務連絡  
平成25年3月18日

古平町健康保険係

古平町乳幼児及び児童医療費の助成事業にかかる自己負担額の無償化における請求について（通知）

日頃より本町の保健・福祉・医療業務にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

4月からの乳幼児及び児童医療費の無償化に向けて、さきに通知をさせていただきましたが、請求方法について別添のとおり送付させていただきますので宜しくお取り計らい願います。

なお、エクセル版請求システムをご利用されている場合については、シート保護されていますのでパスワード：tihoutanndokuzigouで解除できます。

内 訳(乳幼児のみの場合)

四百二

# 合 會 場 の 観 求 求 請 請 療 医 兒 幼 乳

別紙様式2